

説 明

この名簿は令和8年4月1日現在で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を受けている業者です。
 名簿の中で の業者は、佐賀県で認定を受けた優良産廃処理業者で、許可期間が通常の5年ではなく7年になっています。
 この名簿の略記号については次のとおりです。

略号	内 容
収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業
処分業	産業廃棄物処分業
特管収集業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特管処分業	特別管理産業廃棄物処分業

略号	内 容
○	該当品目につき条件なし。
●	該当品目につき条件あり。条件については備考又は許可証を参照してください。
☆	該当品目につき条件なしで、積替保管が可能。
★	該当品目につき条件ありで、積替保管が可能。条件については備考又は許可証を参照してください。

略号	内 容
感染性	感染性産業廃棄物
処理したもの	処分するために処理したもの
揮発性	引火点70度C以下
腐食性	廃酸はpH2.0以下, 廃アルカリはpH12.5以上
水銀	水銀又はその化合物
カドミ	カドミウム
有機燐	有機燐化合物
六価クロム	六価クロム化合物
砒素	砒素又はその化合物
シアン	シアン化合物
PCB	ポリ塩化ビフェニル
トリクロ	トリクロロエチレン
テトラ	テトラクロロエチレン
ジクロロ	ジクロロメタン
四塩化	四塩化炭素
12ジク	1・2 -ジクロロエタン
11ジク	1・1 -ジクロロエチレン
シス12	シス-1・2 -ジクロロエチレン
111	1・1・1 -トリクロロエタン
112	1・1・2 -トリクロロエタン
13ジク	1・3 -ジクロロプロペン
チオベン	チオベンカルブ
セレン	セレン又はその化合物
14ジオ	1・4 -ジオキサン
ダイオキシ	ダイオキシン類

略号	内 容
佐内	佐賀中部保健福祉事務所管轄 県内業者
佐外	佐賀中部保健福祉事務所管轄 県外業者 循環型社会推進課管轄 県外業者
鳥内	鳥栖保健福祉事務所管轄 県内業者
鳥外	鳥栖保健福祉事務所管轄 県外業者
唐内	唐津保健福祉事務所管轄 県内業者
唐外	唐津保健福祉事務所管轄 県外業者
伊内	伊万里保健福祉事務所管轄 県内業者
伊外	伊万里保健福祉事務所管轄 県外業者
杵内	杵藤保健福祉事務所管轄 県内業者
杵外	杵藤保健福祉事務所管轄 県外業者

業者一覧の許可日左欄の数字は、許可証に記載されている許可番号の「041」の次にくる数字で、意味は下記のとおりです。

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処理・最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処理・最終処分	9